

受動喫煙に関する調査結果について

【受動喫煙状況に関する調査】

令和2年4月1日に健康増進法が改正され、施設の区分に応じた禁煙、および管理権限者が講ずべき措置等が定められた。また、喫煙者には場所を問わず、周囲の状況に配慮を求められている。

中津川市における受動喫煙の状況を把握するため、受動喫煙の場所と頻度を問うアンケート調査を実施した。

▼場所

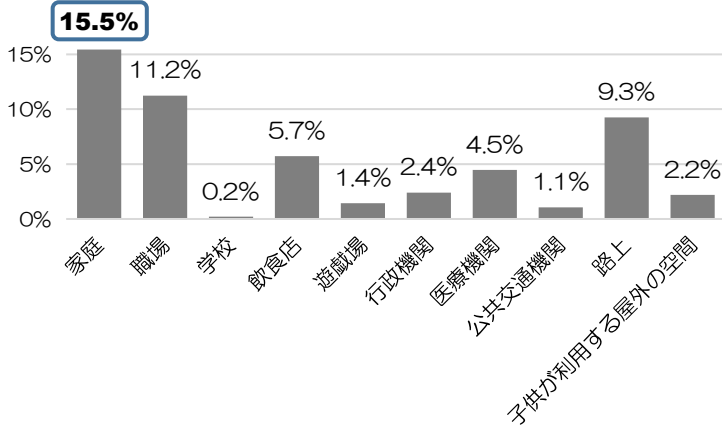
家庭・職場・学校・飲食店・遊技場・行政機関・医療機関・公共交通機関・路上・
子供が利用する屋外の空間 の10か所

▼頻度

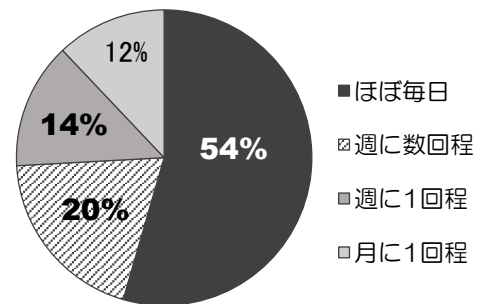
ほぼ毎日・週に数回程・週に1回程・月に1回程・全くなかった・行かなかった・無回答

- ・期間：令和3年4月～令和4年3月
- ・対象者：がん検診（集団検診）受診者 延べ3,378人
- ・回収数：3,327人
- ・回収率：91.5%

■受動喫煙の割合 ※月1回以上の受動喫煙をしている場合



■家庭における受動喫煙の頻度



参考値：令和元年国民栄養調査における家庭での受動喫煙の割合 6.9%

- ・中津川市における受動喫煙の場所は家庭が最も高い。
- ・家庭での受動喫煙は頻度が高く、約半数がほぼ毎日、週1回以上ある者は約9割に及ぶ。

【受動喫煙対策について】

喫煙者やその家族に直接関わることができる機会を活用し、禁煙指導・禁煙外来の紹介等を繰り返す必要がある。また、喫煙者には受動喫煙への配慮を広く求める必要があり、令和4年度は新たにポスターを作成した。今後、JRの市内各駅や、公共施設へ掲示予定。